

# 国際文化学部鹿毛敏夫教授の

## 「上野又三郎～豊後水道の要地を相続～」が掲載

●大分合同新聞朝刊 2019年3月2日(土)



鹿毛 敏夫

前回紹介した「上野家文書」「下田文書」から明らかになる歴代大友氏当主と上野氏の関わりは、14世紀後半南北朝期の10代大友親世から始まり、15世紀後半の16代政親と18代親治、そして16世紀の義鑑・義鎮(宗麟)・義統(20～22代)に及びます。

そのうち上野氏の16世紀後半期の在地領主制(豊後国内での領地)が、佐賀郷からその南部の臼杵荘にか

### 上野又三郎 豊後水道の要地を相続

けての豊後水道沿岸に展開していたことを示す史料があります。「上野家文書」中の大友義鎮書状によると、上野氏は、佐賀郷の山野での裁判権行使を認められ、特に同郷の一尺屋(大

600)年にオランダ船りたことは周知の通りです。16世紀に上野氏が諸権益を有した佐賀郷、一尺屋、

内海に入る際に必ず通らねばならない豊予海峡(四国)の佐田岬半島と九州の佐賀関半島が向き合い狭まった外海と内海の境界)に位置しています。つまり、瀬戸内海へ入り込むとする海



上野又三郎に宛てた大友義鎮の一跡安堵状(下田文書)

上勢力が海峡を通過する手前まで抑えることができる絶好の地理的条件を備えた港だったのです。

海上の交通や流通でこのように重要な地域や海域に勢力を張る上野氏に対して、上級権力としての大友氏は主従関係の強化を積極的に進めます。特に、戦国時代後期の大友義鎮は「下田文書」中の写真の古文書のように、上野家の相続に介入していくのです。「親父掃部助鑑総一跡の事、相続の旨に任せ、領掌相違あるべからず候」

大友義鎮は、若い上野又三郎が申し出てきた願いに応じ、父親上野鑑総からの相続について「領掌」(承諾した)と、主君として家臣の家相続を公認する書状を発給したのです。又三郎は、主君からのこうしたお墨付きを得て、一族をまとめる家督としての力を発揮することになります。(名古屋学院大学国際文化学部教授) 毎月1回掲載